

令和7年12月定例会会議録

令和7年豊郷町議会12月定例会は、令和7年12月22日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長 中 山 圭 史
教 育 次 長 西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 加 藤 咲希子

5、提案された議案は次のとおり

- 議第63号 豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第66号 令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第3号）
 《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第67号 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第68号 令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第69号 令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第70号 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第3号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第71号 令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第2号）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 発議第8号 多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書（案）
 《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第73号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第74号 令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）
- 議第75号 令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第76号 令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第77号 令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第78号 令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第79号 令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）

委員会の閉会中の継続調査申し出について

（議会運営委員会）（総務産業建設常任委員会）（文教民生常任委員会）
（予算決算常任委員会）（議会広報常任委員会）

中島議長 それでは、皆さん、おはようございます。

 定刻より少し早いですが、これより 12 月定例会を再開いたします。

 ただいまの出席議員は 12 名で、会議開会定足数に達しておりますので、よって、本日の会議は成立いたしました。

 これより会議を開きます。

 （午前 8 時 56 分）

 最初に、留意事項をご説明いたします。

 会議規則に基づき、規則を遵守願います。会議規則第 102 条、第 107 条、第 108 条の規定は無論のこと、お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。

 特に、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。

 なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

 会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力の方をお願いいたします。

 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番、辻本勇君、7 番、村岸善一君を指名いたします。

 日程第 2、議第 63 号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

 前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

 去る 12 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 63 号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案について、去る 12 月 11 日、委員 6 名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

 審議では、今回の条例改正が、基本料金と単価の値上げとのことであるが、これまでに値上げを実施したことはあるのか。また、5 年後に使用料を改めて見直すとのことであったが、近年の人口減少が進むに伴う使用料の値上げは可能性としてはあるのか。全国では、施設の老朽化に伴う事故や災害による破損が起きているが、豊郷町の危険度はどのぐらいと判断しているのか。経営状況が厳しい

ことは理解するが、値上げのベースになっているものは何かなどについて質疑されました。

質疑終了後、反対討論、賛成討論がともにあり、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第63号の討論を行います。討論はありませんか。

本田議員 反対討論。

中島議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

本田議員 議長。

中島議長 4番、本田議員。

本田議員 おはようございます。

私は、議第63号豊郷町下水道使用料条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

本条例案は、来年度より下水道の基本使用料を現行の月額1,200円から1,400円へ引き上げ、使用料全体で約16%、金額にして年間約1,900万円もの負担増を町民に求めるものです。下水道は町民生活や地域生活を支える極めて重要なライフラインであります。その使用料を引き上げることは、食料品やエネルギー価格をはじめとする長引く物価高騰の中で、町民の暮らしにさらなる負担を強いるものです。生活者、事業者ともに厳しい状況が続く中、また、国においても物価高騰対策を打ち出しているこの時期に料金引き上げを行うことは、到底容認できません。本町では、今年度物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への支援として、水道料金の基本料減免措置を実施しています。にもかかわらず、下水道についてのみ基本料金を引き上げるという対応は、町民の理解を得られるものではなく、施策間の整合性という観点からも大きな疑問があります。

さらに、国からは物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金が措置され、全国の自治体において物価高騰対策が進められている最中です。このような状況で、生活に不可欠なライフラインである下水道使用料を引き上げるべきではありません。

せん。また、豊郷町下水道事業審議会の附帯意見においても、使用料改定に当たっては、町財政の状況や社会経済情勢など、あらゆる観点から慎重に検討すべきとされています。現在の厳しい経済環境を踏まえれば、生活基盤に直結する料金の引上げは避けるべきであることは明らかです。

本条例案が実施されれば、町民から年間約1,900万円を追加で徴収することになります。下水道利用件数は11月末現在で2,596件であり、1件当たり年間約7,300円の負担増となります。しかし、国の交付金を活用し、お米券の配布ではなく、福岡市や熊本県菊陽町が行っているように、下水道基本料金の減免に充てることも十分に可能です。加えて、基金の活用や一般会計からの繰入れを行えば、少なくとも来年1年間は値上げを行わずに対応できる見通しです。町民の負担増によって賄うべきではありません。

以上の理由から、私は議第63号豊郷町下水道使用料条例の一部改正について反対します。

中島議長 次に、本案に対する賛成討論を。

西澤議員 議長。

中島議長 9番、西澤議員。

西澤議員 それでは、議第63号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例に対して、私は賛成討論を行います。

昨今、社会情勢を鑑みると、人手不足による人件費、物流費、原材料費などのコストが上昇し、こうした影響による物価高は消費者の皆さんに、生産者にも多大な影響を与えていると思われます。本町の下水道事業は、調べた限り、平成9年度の使用を開始して以来、約28年間の間、値上げをしてこなかったということでございます。しかし、今回の値上げについては、滋賀県流域下水道維持管理負担金の上昇が最も大きな要因がありますが、町民の負担を事業継続に不可欠な最低限の値上げだと私は思って、提案をされたと思っております。経営が厳しい状況であることには変わりはありませんが、値上げについてはいたしかたなく考えた妥当な料金とっております。

さらに、今後の経営状況を鑑みても、人口減少による減収や施設の老朽化に伴う更新、また災害対策など、多くの課題もあり、そのようなことを鑑みると、下水道の費用の値上げは必要だと私は思っております。

その上で、下水道の加入されている方々に対する丁寧な説明を強く求めて、賛成といたします。

以上です。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第 6 3 号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 6 3 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

議 員 (起立、多数)

中島議長 起立多数であります。よって、議第 6 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議第 6 6 号令和 7 年度豊郷町一般会計補正予算(第 3 号)から日程第 8、議第 7 1 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 2 号)までを一括議題といたします。

これについて付託委員会の委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 1 2 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第 7 0 号令和 7 年度豊郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)及び議第 7 1 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について、去る 1 2 月 1 1 日、委員 6 名出席の下、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第 7 0 号の審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議第 7 1 号の審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 次に、河合文教民生常任委員会委員長。

河合文教民生

常任委員長 議長。

中島議長 河合委員長。

河合文教民生

常任委員長 文教民生常任委員会報告をいたします。

去る１２月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第６７号令和７年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）及び議第６８号令和７年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）ならびに議第６９号令和７年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、去る１２月１２日、委員６名の下、全員出席の下、町長、課長、課長補佐の出席を求め、審議を行いました。

議第６７号の審議では、国保の葬祭費は、補正後で６０万円の予算となっているが、この葬祭費は対象となる方全員が申請をしているのか。申請漏れはないのか。また、予算上の人数は１人５万円として１２人分と考えるが、１年間に亡くなられている方の人数としては少ないように思う。このことから、手続の対象となる旨の周知はどのように行っているのか。運用基金積立金の管理事務は担当課で行っているのかなどについて質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、全員賛成で可決といたしました。

次に、議第６８号の審議では、１２月時点での総給付費の執行率及び施設型と居宅サービスの割合はどのぐらいか、その他の繰入金が増額補正となった理由は何か。また、税制改正に伴うシステム改修とはどのような内容の改修か。高額介護サービスの件数について、特定入所者介護サービス費では、入所された施設はどの施設か。特定入所者施設のうち、介護施設、老人福祉、介護老人保健、介護療養型、それぞれの施設の入所者数についてなどが質疑をされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決と決しました。

次に、議第６９号の審議では、特別徴収ならびに普通徴収で２割負担、３割負担の人数について、普通徴収及び特別徴収の補正理由は何か、どういうシステムになっているか、後期高齢者加入者の所得が上がっているのか、または制度が変わってきたのかなどが質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出なく、採決の結果、賛成４、反対１で、賛成多数で可決といたしました。

以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

中島議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、村岸予算決算常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

村岸予算決算

常任委員長

議長。

中島議長

村岸委員長。

村岸予算決算

常任委員長

それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る１２月５日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第６６号令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第３号）について、去る１２月１０日、委員全員出席の下、町長、教育長、教育次長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議をいたしました。

審議においては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の本年度の対象人数と国の今後の動向について、旧校舎管理費では、人流データ分析委託料とはどういうデータを解析するのか。災害対策費では、地域防災計画改定委託料と豊郷町防災マップ更新業務委託料の内容について、道路維持費では、除雪委託料の増額や除雪の範囲について、日栄小学校管理費では、光熱水費の中で何が一番上がっているのか。豊栄のさと施設管理費では、太陽光発電で現状どのぐらいの節約になっているのかなどの質疑がありました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決とすることと決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第６６号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第６６号令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第６６号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第６６号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第６７号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第６７号令和７年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を

採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 6 7 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 6 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 6 8 号の討論を行います。討論はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 6 8 号令和 7 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 6 8 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 6 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 6 9 号の討論を行います。討論はありますか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 6 9 号令和 7 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 6 9 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

中島議長 起立多数であります。よって、議第 6 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 7 0 号の討論を行います。討論はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 7 0 号令和 7 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 7 0 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 70 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第 71 号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議第 71 号令和 7 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 71 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 71 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、発議第 8 号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書（案）を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

前田総務産業建設常任委員会委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 はい、議長。

中島議長 前田委員長。

前田総務産業

建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る 12 月 5 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました発議第 8 号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書（案）について、去る 12 月 11 日、委員 6 名出席の下、審議を行いました。

審議では、質疑、討論ともになく、採決の結果、賛成少数で否決とすることに決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

中島議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第 8 号の討論を行います。討論はありませんか。

河合議員 反対。

中島議長 討論の申し出があります。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する賛成討論の発言を許します。

議員 なし。

中島議長 次に、本案に対する反対討論を許します。

河合議員 議長。

中島議長 河合議員。

河合議員 それでは、発議第8号に対する反対討論を行います。

令和7年12月1日に、国では連立政権で今国会の成立を目指すとした衆院定数削減について、両党首が、議員定数1割削減を1年以内に結論が出なかった場合、小選挙区と比例代表を合わせて約1割を削減することで合意しました。また、削減数の内訳は、小選挙区で25席、比例代表で20議席を軸に調整するとしてありました。本法案を今国会中に提出し、成立を期すことも確認したという報道がなされました。このように国では、具体的な削減数を法案に盛り込む考えを示して協議を進めている状況にありますが、発議第8号の意見書案は、この動きを指してのことだと私は思います。同時に提出されている意見書案に疑問を覚えます。国においてあらゆる協議をしている今、なぜ豊郷町の議会が比例定数削減に反対する意見書を国に提出する必要があるのか、私は甚だ疑問でしかありません。

何が言いたいかというと、国のことは国会で、各県のことは県議会で、豊郷町議会は豊郷の住民の立場に立って、豊郷町の社会公共の利益、特定の個人や団体だけでなく、豊郷町民全てが享受する利益に関わる意見書案であるかどうかを検討すべきであると思います。さらに言えば、他団体から要請されて意見書を提出するのではなく、むしろ豊郷町議会自らの政策活動として、本町独自の問題を取り上げ、積極的、自発的に意見書の提出を行う活動が望まれているのであって、これこそが豊郷町議会にとって最も重要なことだと私は思います。

このことから、発議第8号については反対といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

鈴木議員 賛成討論。

中島議長 それでは、これより賛成討論の発言を許します。

鈴木議員 議長。

中島議長 10番、鈴木議員。

鈴木議員 発議第8号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書(案)について、賛成討論を行います。

まず、小選挙区と比例定数の削減が国会に上程をされていましたが、なぜ今定数を削減しなければならないか、どうして1割なのかなどについての理由が説明がつかず、正当も合理性もありません。定数を削減するならば、その理由、根拠、削減数などについて明確な説明が必要だと思います。また、国会内での議論だけではなく、国会議員は国民の代表ですから、国民各層の広範な議論が必要であることは言うまでもありません。国会では、選挙制度などの問題は、全ての政党が参加する衆議院選挙制度協議会で議論が行われています。定数削減の問題は、国会での議論を尊重する姿勢や慎重な議論も必要ですが、今回の進め方はあまりにも乱暴です。

さらに議員定数削減は、この国の民主主義を劣化させるものです。民主主義とは、主権者が自らのルールを作成する仕組みで、議員は国民の代表者ですから、できるだけ幅広く少数意見も伝わるようにしなければなりません。むしろ日本においては、国会議員を減らすのではなく、国会議員を増やすべきとの立場から、意見書案に賛成といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

発議第8号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書(案)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

発議第8号多様な民意を切り捨てる比例定数削減に反対する意見書(案)は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、少数)

中島議長 起立少数であります。よって、議第8号は否決されました。

日程第10、議第73号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第73号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

国家公務員の職員の給与表の改正があり、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた月例給の引上げ、期末手当、勤勉手当の支給月数の0.05月分の引上げ、また、宿日直手当の引上げの人事院勧告がされました。豊郷町においても、これ

に基づき施行するため、所要の改正を行うものであります。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

河合議員 はい。

中島議長 河合議員。

河合議員 議第73号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を少しだけ質疑をいたします。

去る17日に議会運営委員会がありまして、議運、ありまして、私は少しだけ担当課長に質問をさせていただきました。これ、もう少しお聞きしますけども、これは世論の言っておられるのは賃金上昇ですね。そこで、皆さんのお手元に資料がついていますよね。この1級、6級の月給の金額が分かります。これ見て分かりますか。私は分かりません。そこで聞きます。今、ネットを引っ張っているうちは、もうどなたにも、携帯にも、豊郷町特別職、給料って押したら出るんですよ、金額が。我々特別職は、もう正確に金額が出るんですよ。町長はじめというか我々はね。ただし、職員は、やっぱりプライベート、個人情報で、何級、誰々とあるけども、金額は出ませんよ。当然ですよ。

そこで、私は聞きたいのは、1級から6級までありますよね。今、本町では正職は6級はありませんよね。それで、4級、5級は、私らも、この議場、委員会です。知っています。ほかの、ここに行政に関わりのない方は知らないと思います。そこで聞きますが、ネットを見ますと、4級何名、5級何名という形で数が書かれています。数が。今それを我々の行政を知っている方は、あの方がこの級やなど想像できますよね、想像は。勝手ですので。金額までは分かりません。それぞれの勤続年数あるからね。そこで、私が聞きたいのは、この級はどうでもいいんですけど、これは世論のことに対して、これは人事課がやったことだから、国のことやからしょうがないと言ったからしょうがないけど、そういうふうなつもりで、私が聞きたいのは、今、この案件、アップですよ。今現状、正職員、また、ほかのパート、いろんな方の再任用等々があります。もう人数にすれば190人弱ですか。結構ですけど、半々というのがいいけど、それぐらいはあると思います。それですね。今現状、現状価格のどれだけのパーセントがアップするのか。これになったらね。今現状の何%がアップになるのか。また、総額、金額は幾らになるのかね。丸々が積もれば伊吹山になるんですよ。その点は、住民の方にも知ってほしい。その点でここに今立っています。それをお答えいただきたい。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、11番、河合議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃったとおり、我々一般職につきましては、職歴等がありますので、誰が幾らというのはなかなか表の中で見ていただく以外、なかなか説明が難しいのは確かでございます。議員、ご質疑がありました職員の今回の給料の関係ですけれども、一般職、一般会計になりますけど、80、約90弱、それと会計年度で110人ちょっとで、大体全部合わせて200人ぐらいになります。上がり率につきましては、若い者がたくさん割と厚めに上がりまして、年配の職員は少なめにしか上がっていないというような状況ですので、全体平均して正確な数字は今持ってないですけど、1パーぐらいは上がっているかなというふうに思っております。

また、総額につきましてはですけども、総額で大体4,000万から4,500万ぐらい上がることになります。これは会計年度も含めて上がりますので、それも全部含めてその額ということでございます。

以上です。

中島議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい、12番。

中島議長 今村議員。

今村議員 議第73号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

これは例年、政府の人勧を受けての国家公務員の人勧に対応する給与引上げなんですけど、附則で施行期日1、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すると書かれておりまして、令和7年度4月1日まで遡及して、給与分、また、その他のものも引き上げるということで、先ほど総務課長がおっしゃった1%、平均1%で4,000万から4,500万ということですが、このお金って、引上げ分の給与等のお金は、今年度中、いつ頃、職員の関係職員の皆さんには支払いはされるんですか。

それと、もう1つ、2点目は、この給与引上げ金は、令和7年度の地方交付税、これに各地方自治体の人件費に対する算定もあると思うんですよね。今回の引上げ金について、豊郷町の職員等の人件費の引上げ経費については、地方交付税、国の、うちは地方交付税を受け取っている自治体なので、その分の引上げ分は、大体どのくらい率として、町に経費として増額されるんでしょうか。分かってお

られましたら、説明をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、１２番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の４月遡及の分をいつ頃支払うのかということでございますが、もう今日が１２月の２２日でございますので、年内支給は厳しいということで、年明け早々にでも何とか１月中にというふうに考えております。

次、２点目の交付税のことでございますけれども、これにつきましては、まだ明確には出ていないんですけれども、再算定の基準は示されておまして、約２,４００万円ぐらいは来るんじゃないかと思っています。差額につきましては、全部町の一般財源ということになります。

以上です。

中島議長 ほかにありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第７３号の討論を行います。討論ありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第７３号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

中島議長 賛成多数であります。よって、議第７３号は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、議第７４号令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第４号）から日程第１６、議第７９号令和７年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第３号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第７４号令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第４号）から議第７９号令和７年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第３号）までの一般会計補正予算、各特別会計補正予算ならびに事業会計予算について、一括してご説明申し上げます。

す。

今回上程させていただきました各補正予算については、先にただいま可決いただいた人事勧告に伴う給与改定による人件費の調整を行うものであります。

まず、議第74号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,548万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を61億795万6,000円とするものであります。一般会計においては、人件費以外にも国の物価高対応子育て応援手当関連予算2,716万2,000円も計上しております。

次に、議第75号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億2,371万8,000円とするものであります。

次に、議第76号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億7,518万1,000円とするものであります。

次に、議第77号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ9,545万円とするものであります。

次に、議第78号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第4号）については、第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入では第21款水道事業収益、支出では第22款水道事業費用の既決の予定額にそれぞれ71万1,000円を追加するものであります。

最後に、議第79号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）については、第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入では第41款下水道事業収益、支出第51款下水道事業費用の既決の予定額にそれぞれ43万8,000円を追加するものであります。

以上、議第74号から議第79号までを一括して説明いたしました。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい、12番。

中島議長 今村議員。

今村議員 議第74号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)で、歳入の6ページで、ここで目2の民生費国庫補助金ということで、重層的支援体制整備事業補助金、また、その下で物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金、その下に物価高騰対策等、事務費補助金。そして県の支出金にも同じように重層的支援体制整備事業補助金、これはさっきの国の補正が通りまして、各地方自治体にも、そういったことの事務連絡が来ていると思うんです。それで、子育て応援手当支給事業というのは、これは、豊郷の対象のお子さんたちが全員対象だと思うんですが、これは今回の補正に上がっていますので、いつ頃支給の対象予定なのか。

それから、この今回の地方創生交付金は、去年もありましたから、事務上の申請、そしてそれが認定されて、今年度の事務の流れとして、町としては、ほかのいろんな施策に構想的にはどのぐらいの期間で対応させて、第1次申請、第2次申請、去年、今年、去年の分は会計閉鎖までやっていましたから、6月議会で最終町の提案が出ていましたけど、どんな流れで、また、物価高騰対策の重点施策交付金については、どのような中身を町としては考えていきたいのか、基本的なスタンスをこの場で、皆さん、町長以下皆さんの考えをお聞かせ願えたらと思います。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

こちらの物価高対応子育て応援手当支給事業に関しましては、補正の方が通りましたら、年明け、1月中をめどに対象者の方に通知を発送する予定でございます。それを受けまして、年度内、2月はちょっと難しいかもしれませんが、年度内には支給をする予定をしております。

以上でございます。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃった交付金につきましては、先週金曜日に実は県の方から大体これぐらいになるだろうという数字が示されました。9,000万ちょっと、約1億切れるぐらいの金額が出てくるかなというふうに思っております。また、詳しい要綱等はまだ来ておりませんので、できるメニュー、できないメニューの詳細がまだ分かっていないというのが正直なところでございますので、具体的な事

業の案というのは今この段階でお示しすることは難しいんですけれども、食料品の高騰対策等にも使うようにというふうな部分もございますので、またそれに併せて、事業内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、時期としまして、大体の目算ですけれども、時期、早ければですけども、年明け1月とかに、もしかしたら臨時議会をお願いして、予算を組ましていただくことになるかも分かりませんし、それがちょっと難しいようなら、また3月議会で予算化というような流れでできればと考えておりますが、今後、また国からの通知次第で、また前後するかも分からないということをお含みいただきまして、町といたしましても、なるべく早く町民の皆様に支援ができるようにというふうには考えておりますので、またご協力をいただければと思います。よろしくお願いします。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第74号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第74号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員賛成であります。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

これより議第75号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第75号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員賛成であります。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

これより議第76号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第76号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4

号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員賛成であります。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

これより議第77号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第77号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

中島議長 賛成多数であります。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

これより議第78号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第78号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算(第4号)の採決を行います。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員賛成であります。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

これより議第79号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第79号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員賛成であります。よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

日程17、委員会の閉会中の継続審査の申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長から、会議規則第75号の規定により、議会運営委員会は、議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、

委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続審査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査にご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

本日の会議を閉じます。これにて令和7年度12月第4回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前9時57分 閉会)